

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：岩舟町水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和48年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	岩舟町	職員数（H19. 4. 1現在）	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	121(H18)	公営企業債現在高（百万円）	3,047
累積欠損金（百万円）	473	利益剰余金又は積立金（百万円）	18
不良債務（百万円）		財政力指数	0.62
資金不足比率（％）		実質公債費比率（％）	11.7(H19)
		経常収支比率（％）	90.0(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	岩舟町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	岩舟町長 栃木 實
既存計画との関係	岩舟町第5次振興計画（H18～H27） ・岩舟町経営プラン（H17～H19） ・岩舟町集中改革プラン（H17～H22）
公表の方法等	町の広報及びホームページに掲載、議会全員協議会での説明
基本方針	1、「安全な水の安定供給」を継続するために、施設の健全な維持管理や水質監視の強化に努める。 2、供給コストの削減や料金収納力を強化することにより、財政状況の改善に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	130			130
	補償金免除額	15			15
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	39			39

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	101,265			101,265
	上水道事業債	29,004			29,004
合 計 (A)		130,269			130,269
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		130,269			130,269

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	36,685			36,685
合 計 (A)		36,685			36,685
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		36,685			36,685

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容												
財務上の特徴	<p>本町においては、飲料に適した良質な水が得難い地域であり、公営水道の要望は強いものがあつた。このような地域特性により昭和48年の創設時より一挙に全町域に末端給水事業を開始し、以来、平成元年の第1次拡張に続き平成9年の第2次拡張と人口増加に伴う使用水量増加を視野に入れ拡張を実施してきたところである。</p> <p>しかしながら、第2次拡張の竣工から現在まで、町の人口が減少化傾向となり、以後、料金収入に直接結びつかない維持管理の時代に移行してきたため収益が伸び悩み、これにより企業債利払いと減価償却費により財政が圧迫され、平成9年度より平成15年度の間に多額の欠損金を生じてしまった。</p> <p>平成14年度の料金改定により、欠損金は徐々に解消に向かっているものの、県内で最も料金が高い事業となっており、水道事業の財政構造の改善は町においても重要な課題となっている。</p>												
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題</td> <td>高料金対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県内で最も高い料金となっている。住民の負担は人口減少のひとつの要因とも言われているため、コストの削減や料金収納率の向上など財政構造の改善により対処しなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>石綿セメント管等老朽管の更新</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総配水管路に占める石綿セメント管の割合が28.1%と県内で最も高い割合となっている。また、老朽化したVP管については、漏水の原因ともなっており計画的な更新が必要である。計画的な更新を円滑に実施するためには、供給コストの削減や料金収納率の向上など財政構造の改善により資金の確保に努めなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>多額の累積欠損金の解消</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高料金対策や石綿セメント管等老朽管の更新を進めながら、コストの削減努力により欠損金の早期解消を進めなければならない。</td> </tr> </table>	課 題	高料金対策	県内で最も高い料金となっている。住民の負担は人口減少のひとつの要因とも言われているため、コストの削減や料金収納率の向上など財政構造の改善により対処しなければならない。		課 題	石綿セメント管等老朽管の更新	総配水管路に占める石綿セメント管の割合が28.1%と県内で最も高い割合となっている。また、老朽化したVP管については、漏水の原因ともなっており計画的な更新が必要である。計画的な更新を円滑に実施するためには、供給コストの削減や料金収納率の向上など財政構造の改善により資金の確保に努めなければならない。		課 題	多額の累積欠損金の解消	高料金対策や石綿セメント管等老朽管の更新を進めながら、コストの削減努力により欠損金の早期解消を進めなければならない。	
課 題	高料金対策												
県内で最も高い料金となっている。住民の負担は人口減少のひとつの要因とも言われているため、コストの削減や料金収納率の向上など財政構造の改善により対処しなければならない。													
課 題	石綿セメント管等老朽管の更新												
総配水管路に占める石綿セメント管の割合が28.1%と県内で最も高い割合となっている。また、老朽化したVP管については、漏水の原因ともなっており計画的な更新が必要である。計画的な更新を円滑に実施するためには、供給コストの削減や料金収納率の向上など財政構造の改善により資金の確保に努めなければならない。													
課 題	多額の累積欠損金の解消												
高料金対策や石綿セメント管等老朽管の更新を進めながら、コストの削減努力により欠損金の早期解消を進めなければならない。													
留意事項	<p>課題 いずれについても、コストの削減や料金収納率の向上など財政構造の改善により対処しなければならない。</p>												

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	82.6	95.2	97.2	109.7	109.7	110.8	103.9	103.9	105.7	105.2	
総収支比率(法適用)	(%)	90.9	99.8	102.4	111.5	112.3	113.5	106.8	106.9	108.7	108.2	
経常収支比率(法適用)	(%)	91.1	99.1	102.6	112.9	113.2	114.1	107.4	107.5	109.3	108.8	
営業収支比率(法適用)	(%)	113.5	132.2	133.9	152.4	153.6	152.9	143.4	142.4	142.5	140.4	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-142.9	-134.2	-128.1	-119.2	-110.5	-98.1	-101.0	-95.3	-88.0	-80.7	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.7	0.7	0.6	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8
	うち基準内繰入金	(%)	0.7	0.7	0.6	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	2.4	4.0	6.9	6.7	4.0	4.6	3.4	2.9	6.3	6.4
	うち基準内繰入金	(%)	2.4	4.0	6.9	6.7	4.0	4.6	3.4	2.9	6.3	6.4
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、現行の料金(平成14年7月改定)体系で前年度の実績に今年度4月から7月までの実績を加味して推計した。 ・平成20年度以降は、平成19年度を基に給水人口の減少や節水による有収水量の減少(毎年度 0.5%)や給水戸数の増減に伴う超過料金収入及び基本料金収入の増減分等を総合的に見込む。 ・料金改定(8%程度)を実施することで平成20年度の料金収入を対前年度マイナス9%程度と推計した。 ・未収金(料金)の徴収対策については、平成19年度より収納業務を民間委託委託し、未納水道料金の督促や給水停止措置等による収納強化を図った。専門業者のノーハウを導入することにより現年度分収納率の向上に特に力を入れ、平成23年度には98.8%とすることで未収金総額の圧縮を行い、流動資産(現金)の減少を抑制する。
2 他会計繰入金の見込み	<p>投資的収支において、平成19年度より石綿セメント管更新事業に着手したため、以後計画終了年度(平成28年度)まで、これに係る一般会計の繰出金を見込む。他(収益的収支及び投資的収支)については、消火栓設置に係る維持管理及び新設の繰出金である。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模投資 石綿セメント管更新事業(平成19年度～平成28年度)総事業費 963百万円で見込む。 ・資産売却予定 特になし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度から有収水量の減を毎年度マイナス0.5%程度と見込む。 ・公的資金補償金免除繰上償還については、対象額全額を対象時期に残償還年数で全額(端数切捨て)借換える事で試算した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	町の方針では、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日)で示された地方公務員の純減目標値4.6%以上とあるが、当町の集中改革プラン期間内の目標値は、8.75%の減としている。
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>課題</p> <p>町の方針では、職員数の削減について、平成11年度以降定員適正化計画に基づき、職員の削減に取り組んできている。平成12年度総職員数196人から平成17年度では総職員数184人となり、5ヵ年で6.1%の削減を実施した。平成17年度以降は、第2次定員適正化計画(H17～H27)に基づき定員管理を進めている。本集中改革プランの期間内の目標は平成23年4月で、総職員数168人(8.7%)としている。</p> <p>水道事業では、平成18年度に下水道課と水道課を統合し、上水道担当職員を1名減とし、また、平成19年度に料金収納関係及び施設維持管理関係を外部委託とすることで1名減とした。</p>
給与のあり方	課題
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	町の方針どおり、平成17年度の人事院勧告内容を尊重し国家公務員の給与水準に準拠した新しい給与体系を構築し、適切な運営を図る。平成18年度に8級制から6級制(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)に変更。地域手当なし。また、従来の係制を廃止し担当制を導入し、職員の士気高揚を図り実務遂行能力の高い組織を目指している。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職の配置なし。
退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年度廃止。岩舟町職員の初任給、昇格及び昇給の基準に関する規則の一部を改正する規則、岩舟町職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をそれぞれ整備する。
福利厚生事業のあり方	平成18年度からリフレッシュ休暇の廃止等健全化に取り組む。平成19年度は、職員旅行の経費を縮小し旅行期間は年次休暇としている。夏季休暇付与日数を、平成19年度は3日とした。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>課題</p> <p>平成19年度より施設維持管理業務を専門の技術を有した民間業者に委託し、適切なメンテナンスを行うことにより、修繕費等維持管理経費の縮減に取り組んだ。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>課題</p> <p>平成19年度より料金収納等(長期継続契約(3ヵ年)委託金額27,825千円)及び管路を除く施設全般の維持管理(長期継続契約(5ヵ年)委託金額52,500千円)について、専門業者への外部委託とした。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容				
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <table border="1" data-bbox="145 316 611 469"> <tr> <td data-bbox="145 316 611 469">料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</td> <td data-bbox="611 316 2136 469"> 課題 今後、人口の減少傾向に伴い料金収入も減少傾向で推移するものと思われるが、平成14年度の料金改定時において、この傾向も織り込み済みとなっており、業務のアウトソーシングに伴う人件費の削減等の効率化により、累積欠損金の解消に配慮しつつ、平成20年度より-8%程度の料金改定を実施する。 </td> </tr> </table>	料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題 今後、人口の減少傾向に伴い料金収入も減少傾向で推移するものと思われるが、平成14年度の料金改定時において、この傾向も織り込み済みとなっており、業務のアウトソーシングに伴う人件費の削減等の効率化により、累積欠損金の解消に配慮しつつ、平成20年度より-8%程度の料金改定を実施する。			
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題 今後、人口の減少傾向に伴い料金収入も減少傾向で推移するものと思われるが、平成14年度の料金改定時において、この傾向も織り込み済みとなっており、業務のアウトソーシングに伴う人件費の削減等の効率化により、累積欠損金の解消に配慮しつつ、平成20年度より-8%程度の料金改定を実施する。				
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <table border="1" data-bbox="145 568 611 823"> <tr> <td data-bbox="145 568 611 699">経営健全化や財務状況に関する情報公開</td> <td data-bbox="611 568 2136 699">従来議会の報告や広報による住民周知に加え、町ホームページの活用をより充実したものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 699 611 823">行政評価の導入</td> <td data-bbox="611 699 2136 823">行政評価の導入については、町全体で取り組んでいる。適切な指標を設定するには、ある程度の期間が必要で事務事業の再編整理においては必要なプロセスと考える。予算編成時に主要施策の説明の中で活動指標、目標を掲げ、決算時に事業別決算説明のなかで、事業の評価、今後の目標、考え方等を記載させ、参考としている。</td> </tr> </table>	経営健全化や財務状況に関する情報公開	従来議会の報告や広報による住民周知に加え、町ホームページの活用をより充実したものとする。	行政評価の導入	行政評価の導入については、町全体で取り組んでいる。適切な指標を設定するには、ある程度の期間が必要で事務事業の再編整理においては必要なプロセスと考える。予算編成時に主要施策の説明の中で活動指標、目標を掲げ、決算時に事業別決算説明のなかで、事業の評価、今後の目標、考え方等を記載させ、参考としている。	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	従来議会の報告や広報による住民周知に加え、町ホームページの活用をより充実したものとする。				
行政評価の導入	行政評価の導入については、町全体で取り組んでいる。適切な指標を設定するには、ある程度の期間が必要で事務事業の再編整理においては必要なプロセスと考える。予算編成時に主要施策の説明の中で活動指標、目標を掲げ、決算時に事業別決算説明のなかで、事業の評価、今後の目標、考え方等を記載させ、参考としている。				
5 その他	課題 累積欠損金の解消及び高料金対策の相反する課題の解消のため、また石綿管等老朽管の更新を計画通りに実施するためにも、更なるコストの削減や料金収納率の向上等により、財政構造の健全化に向け努力していく。				

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に下水道課と水道課を統合し、上水道担当職員を1名減とした。 平成19年度に料金収納関係及び施設維持管理関係を外部委託とすることで1名減とした。 今後も町全体の方針に基づき、アウトソーシングなどによる経営の効率化などにより人件費の総額の削減に取り組む。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>今後、人口の減少傾向に伴い料金収入も減少傾向で推移するものと思われるが、平成14年度の料金改定時において、この傾向も織り込み済みとなっており、業務のアウトソーシングに伴う人件費の削減等の効率化により、累積欠損金の解消に配慮しつつ、平成20年度より-8%程度の料金改定を実施する。さらに繰上償還に伴う経営改革促進効果を得られれば繰越欠損金の解消や高料金対策、石綿管等老朽管の更新事業についてもより計画的な改善が無理なくできる見込みである。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当なし
4 その他	<p>水道料金が高い(県内最高位)ことで、住民からの水道事業や町行政に対しての悪いイメージが醸成されており、人口減少に繋がるひとつの要因とさえ言われている。この高料金対策と累積欠損金の早期解消と相反する課題を抱えているため、今後もアウトソーシングなどによる経営の効率化や人件費の削減、収納率の向上等により財政構造の改善を急ぐ事が重要である。</p>

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
2	料金改定率	20	0	0	0	0			-8					
	改善額(料金の適正化)※1	52	65	70	65	60	312							
4	未収金の徴収対策(別紙)	91	91	71	83	71								
	改善額	-14	0	20	-12	12	6	1	3	2	1	2	9	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化	63	60	53	51	45		40	40	41	41	42		
	職員給与費(退職手当以外)	63	60	53	51	45		40	40	41	41	42		
	改善額	-3	0	7	9	15	28	5	5	4	4	4	21	
	給与水準	34	33	29	30	26		22	22	23	23	23		
	改善額	0	1	5	4	8	18	4	4	3	3	3		
	その他(手当等)	29	27	24	21	19		18	18	18	18	19		
	改善額	-3	-1	2	5	7	10	1	1	1	1	1	0	
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
1	職員数(人)	8	8	8	7	6		6	6	6	6	6		
	増減数(人)	0	0	0	-1	-1	-2	0	0	0	0	0	0	
	維持管理費等													
	改善額(適正化)													
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他(累積欠損金)													
	改善額													
	累積欠損金比率	-142.9	-134.2	-128.1	-119.2	-110.5		-98.1	-101.0	-95.3	-88.0	-80.7		
	増減	3.7	-8.7	-6.1	-8.9	-8.7		-12.4	2.9	-5.7	-7.4	-7.2		
	企業債現在高	3,535	3,399	3,282	3,160	3,047		2,984	2,911	2,833	2,750	2,661		
	増減	-77	-136	-117	-122	-113		-63	-73	-78	-83	-89		
							計画前5年間改善額 合計	346					改善額 合計	30

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 15

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18
年間総有収水量(千m ³)	2,099	2,067	2,115	2,109	2,044	2,044	2,034	2,024	2,014	2,004
公称施設能力(m ³ /日)	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700
1日最大配水量(m ³ /日)	7,895	7,190	7,346	7,874	7,423	7,425	7,388	7,351	7,314	7,277
最大稼働率(%)	62.2	56.6	57.8	62.0	58.4	58.5	58.2	57.9	57.6	57.3
供給単価(円/m ³)	185.8	200.8	200.0	200.4	201.1	201.6	184.4	183.3	182.2	181.6
給水原価(円/m ³)	225.9	212.2	207.3	184.2	184.9	185.3	180.7	179.6	175.5	175.9

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。